

新潟県柏崎市子育て世帯移住・就業者支援補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の移住・定住の促進及び市内中小企業等の人手不足の解消に資するため、東京圏から市内へ移住し、就業又は起業等をした子育て世帯の者に対し、柏崎市子育て世帯移住・就業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 移住支援事業 新潟県子育て世帯移住・就業支援事業実施要領（以下「新潟県実施要領」という。）第4に定める事業をいう。
- (4) マッチングサイト 新潟県実施要領第4（1）②に定めるインターネットサイトをいう。
- (5) 起業支援事業 新潟県実施要領第4第（1）⑤に定める事業をいう。
- (6) 子育て世帯 次のいずれにも該当する世帯をいう。
 - ア 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が移住元において、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和6年4月1日以後に市内に住民票を移して転入したこと。
 - エ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
 - オ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、子育て世帯に属する次のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住元に関して次のア、イ及びウに該当する者

ア 市内に住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

イ 市内に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

ウ 柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金交付要綱の第3条第1号に定める移住元に関する要件に該当しないこと。

(2) 補助金申請日から5年以上、継続して市内に居住する意思を有している者

(3) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

(4) 別表第1のいずれかに該当する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が新潟県と協議の上、不相当と認められたものでない者

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は50万円とし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、柏崎市子育て世帯移住・就業者支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人であることが確認できる身分証明書のコピー

(2) 申請者と世帯員分の住民票の写し

(3) 申請者と世帯員分の移住元の住民票除票の写し

(4) 別表第2のうち申請者が該当する書類

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、柏崎市子育て世帯移住・就業者支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第5号様式)により、速やかに

申請者に通知し、補助金を交付するものとする。また、不相当と認めるときは、補助金を交付しないことを決定し、柏崎市子育て世帯移住・就業者支援補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額のうち当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、市長が新潟県と協議の上、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為が明らかとなったとき
全額
- (2) 補助金交付申請日から3年未満に市外へ転出したとき 全額
- (3) 補助金交付申請日から1年以内に補助金交付の要件を満たす職を辞したとき 全額
- (4) 新潟県が実施する起業支援事業の補助金の交付決定が取り消されたとき 全額
- (5) 補助金交付申請日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき
半額

（報告・調査）

第8条 市長は、交付決定者に対し、補助金に関して報告を求め、又は立入調査を行うことができ、交付決定者は、これに応じなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

就業申請者 （一般の場合）	次に掲げる全てに該当すること。 1 新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサ
------------------	--

合)	<p>イトに掲載した求人に応募して就業したこと。</p> <p>2 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>3 就業先が、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p> <p>4 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象企業に就業していること。</p> <p>5 1の求人への応募日が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人を掲載した日以降であること。</p> <p>6 当該法人等に補助金の申請日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>7 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
就業申請者 (専門人材の場合)	<p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>2 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>3 当該就業先において、補助金の申請日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>4 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>5 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
起業申請者	<p>補助金の申請日から起算して1年前までに、新潟県が実施する起業支援事業の起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
テレワーク	<p>次に掲げる全てに該当すること。</p>

申請者	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 2 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
関係人口申請者	<p>住民登録時点で50歳以下の者であり、次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転入前に柏崎市の移住セミナー（一般就職、就農セミナー及び看護・介護職セミナーなど就業相談を含む。）への参加経験がある者 2 転入前から柏崎ファンクラブの会員である者 3 転入前からブルボンウォーターポロクラブ柏崎のサポーターズクラブの会員である者 4 柏崎市内の二大学（新潟産業大学、新潟工科大学）の卒業者

別表第2（第5条関係）

就業申請者	就業証明書（別記第2号様式）
起業申請者	新潟県が実施する起業支援事業の起業支援金の交付決定通知書のコピー
テレワーク申請者	就業証明書（テレワーク）（別記第3号様式）
関係人口申請者 （柏崎市の移住セミナー参加経験者、柏崎ファンクラブ会員、ブルボンウォーターポロクラブ柏崎のサポーターズクラブ会員の場合）	柏崎市首都圏移住・就業者支援補助金における関係人口証明書（別記第4号様式）

<p>関係人口申請者 （柏崎市内の二大学〔新潟産業 大学、新潟工科大学〕の卒業 者の場合）</p>	<p>各大学の卒業証明書</p>
---	------------------